

2021 年 6 月 1 日 No. 154 (毎月 1 日発行)

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、5 月に入ってから域内感染が広がっており、現時点では第三級の警戒態勢のもと、学校の休校、飲食店の店内飲食の禁止、多くの会社での在宅勤務が行われています。また企業・個人への経済的な影響を緩和するため、各種補助制度を追加で発表しています。具体的な内容、申請手続きは 6 月 3 日に発表されます。

この約 1 年間、他国と比較して水際対策が功を奏し、日常生活においてはあまりコロナ感染を意識することのなかった台湾ですが、ここ 1 か月ほどで状況が急変したことにより、現地での日常生活・ビジネスへの影響が広範囲に広がっています。

【感染予防対策】

現状の第三級感染対策のもと、6 月 14 日まで以下の対応が継続されます。

- ・学校・幼稚園の休校
- ・飲食店の店内飲食禁止
- ・マスク着用の義務化（未着用で罰金）
- ・カラオケ・バー等の特殊飲食業、レジャー施設、ジム等の営業禁止
- ・冠婚葬祭等の集会開催の禁止
- ・宗教活動に伴う集会の禁止
- ・室内 5 人以上の集会、屋外 10 人以上の集会の禁止
- ・施設店舗出入りの際の個人情報提供

これに伴い現在多くの企業では在宅勤務を実施しており、ビジネスへの影響が広範囲に広がっています。

【台湾への入境制限】

2021 年 5 月 19 日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在ともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。

・感染者・死亡者速報通知(2021 年 5 月 31 日付)



指揮中心快訊

資料更新日期 2021/05/31

Central Epidemic Command Center (CECC) Press Release

● 確診病例另有 21 例移居、家醫診治或居家隔離

新增病例	278	本土	274	124	8511
校正回歸	73	境外	4	累計死亡	累計確診

目前8511例(7321本土、1137境外、36敦睦艦隊、2航空器、1不明及14調查中)

中央流行疫情指揮中心今(31)日公布國內新增278例COVID-19確定病例，分別為274例本土個案及4例境外移入個案；另有校正回歸本土個案73例，總計351例。確診個案中新增15例死亡。

今日新增之274例本土病例，為129例男性、145例女性，年齡介於未滿5歲至90多歲，發病日介於今年4/29至5/30。另校正回歸個案73例中，為36例男性、37例女性，年齡介於未滿5歲至80多歲，發病日介於5/14至5/29。

綜上所有本土個案共347例，以新北市171例最多，其次為臺北市122例，桃園市27例，彰化縣10例，臺中市5例，基隆市及苗栗縣各3例，新竹市2例，花蓮縣、澎湖縣、高雄市及新竹縣各1例。其中293例有臺北活動史，其餘縣市54例中2例有萬華活動史，46例已知感染源，6例關聯不明。相關疫情調查持續進行中。

今日新增15例死亡個案(案1778、2111、2616、2656、2658、2795、3143、4936、5698、5732、6803、7140、7277、8031、8134)，共計為男性9位、女性6位，年齡介於60多歲至90多歲，發病日介於5/11至5/28，確診日介於5/17至5/30，死亡日期介於5/21至5/29，詳如新聞稿附件。

新增4例境外移入個案中，皆持有登機前3日內檢驗陰性報告。案8419、案8531、案8532分別為本國籍30多歲男性、50多歲女性及50多歲男性，分別曾於4/29(案8531)、5/10(案8419、8532)出現相關症狀，3名個案於5/29自印度返臺，入境後至檢疫所集中檢疫並採檢，於今日確診。案8434為本國籍40多歲男性，5/14自南非返臺，入境後至防疫旅館進行居家檢疫，5/29出現相關症狀，由衛生單位安排採檢送驗，於今日確診。

詳情請參考疾管署5/31新聞稿

中央流行疫情指揮中心 關心您

【営利事業所得税・個人所得税の申告期限】

感染拡大を受け、2020 年度の営利事業所得税及び個人所得税の申告・納税期限は 2021 年 6 月末まで延長されました。

【ビザ期間の自動延長措置について】

有効な居留証を持って台湾に滞在している場合は居留期間が自動で 30 日延長されます。その後現在の第三級から第二級に警戒態勢が下がったのち 30 日以内に事後で延長申請をすればよいことになります。また有効な停留ビザで滞在している場合も自動で延長されます。同様に第二級に警戒態勢が下がったのち 10 日以内に事後で延長申請をすればよいことになります。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

5 月 13 日内政部移民署は 2020 年 3 月 21 日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が 180 日を超える場合は、30 日間の滞在期間延長（11 回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

またこの自動延長措置で台湾に滞在している日本人は、2020 年は 91 日以上滞りとなり、居留証を持っていないでも個人所得税の申告対象となりますので、忘れずに 2021 年 5 月末までに申告・納税を行ってください。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓
電話：+886-2-2717-0318
担当：坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。